

逮捕術試合及び審判要領の制定について（例規）

〔最終改正 平成30. 6. 1 例規教第20号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

逮捕術訓練及び逮捕術試合の運動性を高め、実戦的な逮捕術の技能向上を図るとともに、逮捕術試合における適正な審判及び公平な試合の進行を確保するため、逮捕術試合及び審判規則の改正について（平成3. 5. 7：警察庁丙教発第91号）の警察庁警務局長通達に準拠して、みだしの要領を下記のように定め、平成3年8月21日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、逮捕術試合及び審判について（昭和49. 10. 5：9京教第475号）の例規通達は、廃止する。

記

逮捕術試合及び審判要領

1 目的

この要領は、逮捕術試合及び審判に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 試合場の基準

(1) 試合場は、場内及び場外に区分し、原則として次に掲げるところによるものとする。

ア 場内は、約81平方メートル（約9メートル四方）とし、畳を敷き詰めて設ける。

イ 場外は、場内の外周に幅約2.7メートルで畳又はマットを敷き詰めて設ける。

ウ 場内及び場外の区別を明らかにするため、その境界線の内側に幅約0.9メートルで赤色の畳を敷き詰める。

エ 開始線は、場内中央部に3.6メートルの距離をおいて、正面境界線に垂直方向に1メートルの長さで、正面に向かって右側を赤色、左側を白色のテープで表示する。

(2) 2以上の試合場を隣接して設ける必要があるときは、危険のない限度で、それぞれの場外を併用するようにして設けることができる。

3 服装

(1) 試合者は、柔道衣を着用するほか、逮捕術シューズを履かなければならない。

(2) 逮捕術シューズの規格は、別に定める。

4 防具

試合用の防具は、面、ソフト警棒用防顔面、小手、胴及び股当てとし、その規格は、別に定める。

5 用具

試合用具（以下「用具」という。）は、警棒、ソフト警棒、警じょう、短刀その他実戦的な逮捕術訓練の遂行に効果があると認められるものとし、その規格は、別に定める。

6 試合種別

試合は、同種試合（試合者双方が同一の種類 of 用具を用い、又は用具を用いないで行う試合をいう。以下同じ。）又は異種試合（試合者双方がそれぞれ異なった種類 of 用具を用い、又は一方だけが用具を用いて行う試合をいう。以下同じ。）により行うものとし、その種目は、あらかじめ別に定めるところによる。

7 試合技

試合技は、当て身、投げ、関節技（逆）、足取り、固め及び警棒、警じょう、短刀等による打ち、突き並びにソフト警棒等による打ちとする。

8 試合の開始及び終了

(1) 試合者は、開始線に基本の姿勢又は別に定める姿勢で向かい合って立ち、相互に礼を行った後、「構え」の姿勢をとり、主審の「始め」の宣告により直ちに試合を開始する。

(2) 試合の終了は、次に掲げるとおりとする。

ア 同種試合にあっては、試合者の一方が2本先取したとき。

イ 異種試合にあっては、試合の前半及び後半のそれぞれについて、試合者の一方が2本先取したとき。

ウ 試合時間が終了したとき。

(3) 試合者は、主審の「やめ」の宣告で試合を終了したときは開始線に戻り、「構え」の姿勢で向かい合って立ち、主審の指示及び勝負の宣告を受けた後、基本の姿勢又は別に定める姿勢となり相互に礼を行い退場する。

9 試合時間

(1) 試合時間の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 同種試合は、3分とする。

イ 異種試合は、前半2分及び後半2分の合計4分とし、前半終了時点で用具を取り替える。

(2) 次に掲げる時間は、試合時間に含まない。

ア 主審が「1本」の判定の宣告をし、試合の再開を命じるまでに要した時間

イ 事故の処理、審判員の合議等に要した時間

ウ 審判員が試合を中止させ、その後試合の再開を命じるまでに要した時間

エ 試合者が、負傷等のため主審に試合の中止を申し出てこれが認められ、所要の処置をするために要した時間

(3) 前記9の(1)及び(2)の規定は、代表戦及び延長戦について準用する。

10 勝敗の決定

(1) 勝敗の決定は、次に掲げるとおりとする。

ア 同種試合においては、試合時間内に2本先取した試合者を「勝ち」とする。ただし、試合時間内に一方だけが1本を取得したときは、その試合者を「勝ち」とする。

イ 異種試合においては、前半及び後半に取得した合計本数の多い試合者を「勝ち」とする。

(2) 試合時間内に勝敗が決まらないときは、あらかじめ別に定めるところにより、延長戦、判定若しくは抽選により試合の勝敗を決め、又は引き分けとする。

(3) 判定により勝敗を決めるときは、次に掲げるものを総合して判断する。

ア 技能の正確性

イ 姿勢、態度

ウ 反則（後記15の(2)に規定する第2種禁止行為）の有無

11 不戦勝ち及び棄権勝ち

(1) 試合者の一方が試合の開始前に棄権したときは、他の試合者を「不戦勝ち」とする。

- (2) 試合者の一方が試合を行うことができるにもかかわらず、試合の継続を拒み、又は試合を棄権したときは、他の試合者を「棄権勝ち」とする。
- (3) 前記11の(1)及び(2)の規定により「勝ち」となった試合者は、同種試合においては2本勝ち、異種試合においては4本勝ちとし、延長戦にあつては1本を与える。この場合において、「負け」となった試合者の取得した本数は有効とする。
- (4) 前記11の(1)及び(2)の規定により「負け」となった試合者は、その後の試合に出場できない。

12 負傷等の場合の処置

- (1) 審判員は、試合中、試合者に負傷その他の事故があつたときは、合議によって試合を継続するかどうかを決定する。
- (2) 審判員は、試合の継続が不可能であると認めるときは、合議によって次に掲げるところにより処置しなければならない。
 - ア 負傷の原因が試合者の一方の責任によると認められるときは、負傷原因を生じさせた試合者を「負け」とする。
 - イ 負傷の原因が試合者のいずれの責任によるとも認められないときは、試合不可能となった試合者を「負け」とする。
 - ウ 負傷以外の事故があつたため試合の継続を不可能と認めるときは、試合不可能となった試合者を「負け」とする。ただし、天変地異等、事故の原因が試合者双方にない場合は、原則として「引き分け」とする。
 - エ 負傷等の処置に要した時間が1試合3分(累積)を超えたときは、その試合不可能となった試合者を「負け」とする。ただし、負傷の原因が負傷者の相手方にある場合は、負傷の処置に要する時間を計時しない。
- (3) 審判員は、前記12の(2)の規定により「負け」となった試合者のその後の試合出場について、合議の上認めることができる。ただし、前記12の(2)のアの規定により「負け」となった者は、その後の試合に出場できない。
- (4) 前記12の(2)の規定により「勝ち」となった試合者は、同種試合においては2本勝ち、異種試合においては4本勝ちとし、延長戦にあつては1本を与える。この場合において「負け」となった試合者の取得した本数は、有効とする。ただし、前記12の(2)のアの規定により「負け」となった試合者の取得した本数は、無効とする。

13 1本の判定基準

1本の判定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同種試合(ソフト警棒試合を除く。)及び異種試合は、充実した気迫と姿勢をもって、次に掲げるいずれかを確実に施した場合とする。
 - ア 用具で相手の肩、小手若しくは胴を打ち、又は胴を突いたとき。
 - イ 用具で相手の用具を打ち落としたとき。
 - ウ 拳で相手の顎若しくは胴を突き、又は相手の胴に肘当てをしたとき。
 - エ 相手の胴を蹴り、又は相手の胴に膝当てをしたとき。
 - オ 相手の短刀又は短刀を把持する小手を蹴り、相手が短刀を落としたとき。
 - カ 相手の肘又は手首を関節技(逆)できめ、相手が「参った」の意志表示をしたとき。ただし、相手の意志表示がない場合でも、審判員が技の効果を認めたときは、1本の判定を

することができる。

キ 倒れた相手に対して、前記13の(1)のアからカまでに掲げる要領により所定の部位（顎部を除く。）に直ちに技を施したとき。

ク 相手を投げ倒したとき。この場合において、投げは、警察柔道試合及び審判要領の制定について（平成23. 1. 21：例規教第1号）の例規通達における「技あり」程度以上の効果があったと認められるときとする。

ケ 相手の蹴りを外し、その蹴り足を完全に制したとき。

コ 相手が伏^{ふく}臥となった場合において、直ちに首を制したとき。

(2) ソフト警棒試合は、充実した気迫と姿勢をもって次のア又はイのいずれかを確実に施した場合とする。

ア ソフト警棒で相手の肩、肘（肩口から肘まで）、小手（肘から指先まで）、胴（脇下から腰部まで）又は膝（大腿部及び下腿部）のいずれかの部位を確実に打ったとき。

イ ソフト警棒で相手のソフト警棒を打ち落としたとき。

(3) 有効打突を宣告した場合でも、試合者に不適切な行為があったときは、審判員の合議により、その宣告を取り消すことができる。

14 団体試合

(1) 団体試合は、同種試合又は異種試合により行い、その方法等は、あらかじめ別に定めるところによる。

(2) 団体試合におけるチームの勝敗は、次に掲げる要領で決定する。

ア 勝者数の多いチームを「勝ち」とする。この場合において、勝者数が同数の場合は、取得した本数の多いチームを「勝ち」とする。

イ 前記14の(2)のアの規定によってもチームの勝敗を決定することができないときは、「引き分け」とする。ただし、勝敗を決定する必要があるときは、代表戦又は抽選を行うものとし、その方法等は、あらかじめ別に定めるところによる。

(3) 団体試合のリーグ戦を行う場合の順位は、勝ち数の多いチーム、負け数の少ないチーム、勝者数が多いチーム、総本数が多いチーム、代表戦に勝ったチームの順で決定する。ただし、勝者数及び総本数には、代表戦の数を除くものとする。

15 禁止行為

試合者は、試合中、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第1種禁止行為

ア 審判員又は相手に対し、非礼な言動をすること。

イ 定められた用具以外の用具（不正用具）を使用すること。

ウ 前屈した姿勢（頭から先に床に着くような姿勢をいう。）で、内股等により巻き込むこと。

エ 相手の身体を抱き上げ、頭部又は頸椎部から落とすこと。

オ 払い腰を掛けられたとき、相手の支え足を内側から刈り、又は払うこと。

カ 「河津掛け」又は「かに挟み」で投げること。

キ 相手の肘又は手首以外の関節をきめること。

ク 肘又は手首の関節をきめながら相手に身体を預け、一気にうつ伏せに引き倒すこと。

ケ 相手の顎部を突き上げ、又は蹴ること。

- コ 倒れた相手の顎部を打ち、突き、又は蹴ること。
- サ 倒れた相手を踏みつけること。
- シ 前傾姿勢の相手の首を脇下に抱え込むように腕を巻き付け、これをきめて投げること。
- ス 自己の用具を横振りし、相手の頭部を打つこと。
- セ 短刀を把持する手が畳上に着いている状態で短刀又は短刀を把持する小手を蹴ること。

(2) 第2種禁止行為

- ア 同種試合（ソフト警棒試合を除く。）及び異種試合において、次に掲げる行為をすること。
 - (ア) 前記13の(1)のアからオまでに規定する所定の部位以外を打ち、突き、又は蹴ること。
 - (イ) 相手又は自己の短刀の刃体を握ること。
 - (ウ) 場外に出ること。
 - (エ) 不当に相手を場外に押し出し、又は突き出すこと。
 - (オ) 自己の用具を手から離すこと。
 - (カ) 不当に相手の防具をつかむこと。
 - (キ) 相手の攻撃に対して、頭部（顔面を含む。）で防御すること。
 - (ク) 上体を極度に前屈し、又はうつ伏せ等極端な防御姿勢をすること。
 - (ケ) うづくまる姿勢をすること。
 - (コ) 不当な中止要請をすること。
 - (サ) その他試合の公正を害すると認められる行為をすること。
- イ ソフト警棒試合において、次に掲げる行為をすること。
 - (ア) 前記13の(2)に規定する所定の部位以外を打つこと。
 - (イ) ソフト警棒による突きを行うこと。
 - (ウ) 当て身、関節技（逆）、投げ又は組打ちを行うこと。
 - (エ) 場外に出ること。
 - (オ) 不当に相手を場外に押し出し、又は突き出すこと。
 - (カ) 自己の用具を手から離すこと。
 - (キ) 不当に相手の防具をつかむこと。
 - (ク) 上体を極度に前屈する極端な防御姿勢をすること。
 - (ケ) 不当な中止要請をすること。
 - (コ) その他試合の公正を害すると認められる行為をすること。

16 反則の処置

- (1) 審判員は、試合者が前記15に規定する禁止行為を犯したときは、反則とし、次に掲げるところにより処置する。
 - ア 試合者の一方が前記15の(1)に規定する第1種禁止行為を犯したときは、前記8の(2)及び前記10の(1)の規定にかかわらず、その試合者を「負け」として試合を終了し、相手に同種試合においては2本、異種試合においては4本を与える。試合者双方が同時に犯したときは、双方「負け」とする。この場合において、「負け」となった試合者の取得した本数は無効とし、その後の試合には出場させない。
 - イ 試合者が前記15の(2)に規定する第2種禁止行為を犯したときは、1回ごとに反則を宣

告し、2回犯したときは相手に1本を与える。その後、更にこれらの禁止行為を犯したときは、改めて回数を起算する。ただし、試合者双方が共に1本取得した場合又は共に取得した本数がなく延長戦となった場合において、それぞれ同時に2回目の禁止行為を犯したときは、相殺し反則としない。

ウ 反則は、1試合（延長戦を含む。）を通じて積算する。

(2) 審判員は、反則の判定に当たっては、合議により行うものとする。ただし、反則の事実が明らかなきときは、合議を省略することができる。

17 審判長

(1) 試合運営の適正を図るため、必要があるときは、審判長を置くことができる。

(2) 審判長は、公正な試合を遂行するために必要な一切の権限を有する。

18 審判主任

(1) 前記17の(1)の規定により審判長が置かれた場合において、2以上の試合場で同時に試合を行うときは、試合場ごとに審判主任を置くことができる。

(2) 審判主任は、審判長を補佐し、次に定めるところにより試合を遂行するものとする。

ア 次のいずれかに該当するときは、試合を中断させて主審に対し、必要な事項を確認等しなければならない。

(ア) 審判員の判断に疑義があるとき。

(イ) 審判員に助言すべきことがあるとき。

(ウ) その他審判主任が必要と認めたとき。

イ 審判員から意見を求められた場合は、これに対し必要な助言をしなければならない。

19 審判員

(1) 審判員は、原則として主審1人及び副審2人で構成する。

(2) 審判員は、この要領に従って試合の勝敗を決めるものとし、1本の判定及び反則等の判定については、いずれも同等の権限を有する。

(3) 主審は、試合の運営の全般に関する権限を有し、1本の判定、反則等の表示と宣告を行う。

(4) 副審は、主審を補佐し、1本の判定、反則等の表示を行うほか、危険防止、反則、試合時間の終了等について、主審に代わって「やめ」等の宣告を行うことができる。

20 1本の判定

主審は、審判員の2人以上が1本の効果を認めたとき又は1人が1本の効果を認め他の2人が棄権したときは、「1本」と判定する。

21 異議・疑義の申立て

(1) 審判員の判定に対しては、何人も異議の申立てをすることができない。

(2) この要領の実施について疑義があるときは、監督その他の責任者は、直ちに（その試合者の試合終了までに限る。）審判長、審判主任又は主審に対し、申し立てることができる。

22 試合の一時中止

(1) 主審は、次のいずれかに該当するときは、試合を一時中止させなければならない。

ア 試合者が禁止行為を犯し、又は犯そうとしたとき。

イ 試合者に負傷その他の事故があったとき。

ウ 正常な試合進行ができないとき。

エ その他必要と認めるとき。

(2) 副審は、前記22の(1)のア又はエの規定に該当するときは、試合を一時中止させることができる。

23 審判旗の表示方法

(1) 審判員は、赤色及び白色の審判旗（以下「旗」という。）を1本ずつ持ち、次（副審にあつてはアからキまで）に掲げるところにより表示を行う。

ア 1本の効果を認めたとき。 効果を認めた試合者側の旗を斜め上方に上げる。

イ 1本の効果を認めないとき。 両旗を前下で交差させながら左右に振る。

ウ 判定に関し棄権するとき。 両旗を前下で交差する。

エ 試合時間が終了したとき。 両旗を真上に上げる。

オ 前記22の規定により試合を一時中止させるとき。 両旗を体の前に肩の高さで水平に出し、試合を継続させると同時に下ろす。

カ 合議の必要を認めたとき。 両旗を右手に持って真上に上げる。

キ 判定により勝敗を決するとき。 勝者と判断した試合者側の旗を斜め上に上げる。

ク 勝負の宣告をするとき。 勝者側の旗を斜め上方に上げる。

ケ 「引き分け」を宣告するとき。 両旗を真上で交差する。

コ 反則の宣告をするとき。 反則者を指し示す。

サ 1本の取消しを宣告するとき。 1本の効果を認めて上げた旗を降ろし、両旗を前で交差しながら左右に振る。

シ 合議の結果、効果を認めた試合者を誤ったこと（錯誤）を確認したとき。 1本の効果を認めて上げた旗を降ろし、両旗を前で交差しながら左右に振った後、正しい効果を認めた試合者側の旗を斜め上方に上げる。

ス 負傷者の手当等に要する時間を測定させるとき。 右（左）手を肩の高さに水平に上げ、手のひらを左右に振って時計係に示す。

セ 負傷者の手当等の測定時間を解除するとき。 右（左）手を肩の高さに水平に上げ、手のひらを左右に振って時計係に示す。

ソ チームの勝敗を宣告するとき。 勝ったチーム側の手を斜め上方に上げる。

タ チームの「引き分け」を宣告するとき。 片手を上方から前方に下ろして、一時停止する。

(2) 試合者の反則が明らかで合議の必要がない場合は、反則者側の旗を右（左）斜め下45度に上げる。

(3) 審判員は、他の審判員が前記23の(1)のア及び(2)に規定する表示をしたときは、同(1)のアからウまで及び(2)に規定するいずれかの表示を行う。

(4) 旗の規格は、別に定める。

24 宣告及び指示の方法

(1) 主審は、次に掲げるところにより宣告を行う。

ア 試合を開始又は再開させるとき。 「始め」

イ 1本と判定したとき。 「1本」、「赤（白）」、「肩（顎、肘、小手、胴、膝、投げ、関節技、足取り、打ち落とし、固め、蹴り落とし）」

ウ 試合を一時中止させるとき。 「まで」

- エ 試合者が前記15の(1)に規定する第1種禁止行為を犯したとき。 「赤(白)」、「何々により反則」、「白(赤)の勝ち」
 - オ 試合者が前記15の(2)に規定する第2種禁止行為を犯したとき。 「赤(白)」、「何々により反則」、「1回」、「反則2回」、「白(赤)1本」
 - カ 1本の取消しを宣告するとき。 「取消し」
 - キ 試合者に用具を取り替えさせるとき。 「用具替え」
 - ク 合議の必要を認めたとき。 「合議」
 - ケ 試合時間が終了したとき。 「やめ」
 - コ 試合の勝負が決まったとき。 勝者側の旗を上げて、「赤(白)の勝ち」又は「不戦(棄権)」、「赤(白)の勝ち」
 - サ 試合の勝負が決まらなかったとき。 「引き分け」
 - シ 延長戦を開始させるとき。 「延長、始め」
 - ス 判定で勝敗を決するとき。 「判定」
 - セ 負傷の手当等に要する時間を測定させるとき及び測定時間を解除させるとき。 「赤(白)、時間」
 - ソ 判定又は抽選により試合の勝敗が決まったとき。 「赤(白)」、「判定勝ち(抽選勝ち)」
 - タ チームの勝敗を宣告するとき。「赤(白)の勝ち」又は「引き分け」
 - チ 錯誤による誤審を訂正するとき。 「取消し」、「赤(白)」、「肩、(顎、肘、小手、胴、膝、投げ、関節技、足取り、打ち落とし、固め、蹴り落とし)」
- (2) 主審は、宣告を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、試合者を開始線に戻さなければならない。
- ア 試合の一時中止を解くとき。ただし、前記22の(1)のウの規定により試合を一時中止させたときは、その場で試合を継続させることができる。
 - イ 試合者が禁止行為を犯したとき。
 - ウ 1本を判定したとき。
 - エ 試合が終了したとき。
 - オ 副審が必要と認めたとき。
- (3) 副審は、次に掲げるところにより宣告を行うことができる。
- ア 前記22の(2)の規定により試合を一時中止させるとき。 「まで」
 - イ 試合時間が終了したとき。 「やめ」

25 その他の処置

- (1) この要領に定めるもののほか、試合及び審判に関する細部事項は、あらかじめ別に定めるところによる。
- (2) 試合中、この要領又は前記25の(1)の規定により別に定めたところによっても処理できない事項については、審判員が合議の上、審判長に諮って処置する。